川崎区「区の花」「区の木」

デザインガイドライン

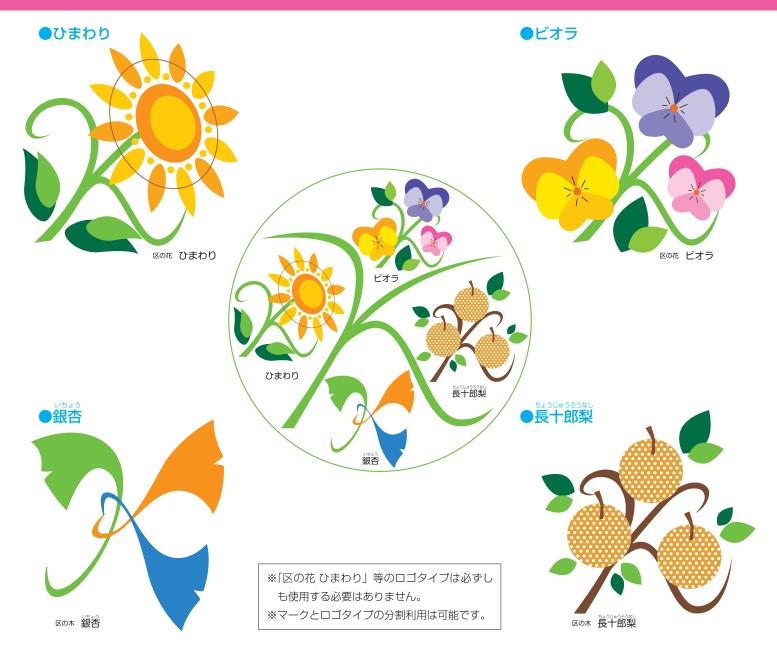
川崎区は、区制 40 周年を記念して「区の花」「区の木」を制定しました。

制定にあたっては、小さなお子さんから高齢の方まで幅広い年齢層からの公募結果と、「川崎区『区の花』『区の木』選考委員会」からの報告をふまえ、区の花を「ひまわり」と「ビオラ」に、区の木を「銀杏」と「長十郎梨」に決定しました。

この区の花・区の木のデザインは、区民のみなさんに広く知っていただくとともに、 親しんでいただくことで、区のイメージアップや緑化の推進につなげることを目的と して制定しました。



■「区の花」「区の木」マーク(単体・集合体)



■色指定(カラー・モノクロ)



●川崎区

川崎区

●かわさきく

かわさきく

OKAWASAKI WARD

Kawasaki Ward

●区制 40 周年



40th Anniversary

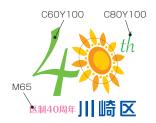


●区制 40 周年(横)



■色指定(カラー・モノクロ)













■マーク・ロゴタイプ使用について

川崎区「区の花」「区の木」マーク・ロゴタイプの使用にあたっては、下記の使用方法等に注意してご活用ください。

●使用方法

- 1. マーク・ロゴタイプは変形しないでください。また、他の図形や文字と重ねて使用しないでください。
- 2. マーク・ロゴタイプの色は、原則として指定色を使用してください。
- 3. 次の場合は、使用をご遠慮ください。
 - (1) 特定の個人または団体の売名に利用すること。
 - (2) 不当な利益を目的として利用すること。
 - (3) 区の品位を傷つけ、またはマーク・ロゴタイプの制定趣旨の妨げとなるおそれのある場合。
 - (4) 区が行う事業、または区が支援等を行う事業の推進上、支障が生じるおそれのある場合。
 - (5) 定められた使用方法によって使用しないと認められた場合。

●使用禁止例







強力な図形や文字を近くに表示してはならない。



基本表示色の配色を変えてはならない。

マーク・ロゴタイプに関する一切の権利は、川崎市川崎区役所に属します。使用にあたってで不明な点やで質問等がありましたら、下記までお問い合わせください。

川崎市川崎区役所まちづくり推進部企画課

〒210-8570 川崎市川崎区東田町8番地 TEL 044-201-3267 FAX 044-201-3209